

種類	納期限		
町県民税 (税務室 ☎26-2237)	1期	6月30日(火)	
	2期	8月31日(月)	
	3期	9月30日(水)	
	4期	11月30日(月)	
固定資産税 (税務室 ☎26-2238)	1期	4月30日(木)	
	2期	7月31日(金)	
	3期	11月2日(月)	
	4期	12月25日(金)	
軽自動車税(種別割) (税務室 ☎26-2237)	全期	6月1日(月)	
国民健康保険税 (保険室 ☎26-2249)	1期	7月31日(金)	
	2期	8月31日(月)	
	3期	9月30日(水)	
	4期	11月2日(月)	
	5期	11月30日(月)	
	介護保険料 (介護高齢室 ☎26-2247)	6期	国保税は 12月25日(金) それ以外は 令和9年1月4日(月)
		7期	令和9年2月1日(月)
	後期高齢者医療保険料 (保険室 ☎26-2249)	8期	令和9年3月1日(月)
		9期	令和9年3月31日(水)
10期		令和9年3月31日(水)	
下水道受益者負担金 (下水道室 ☎26-2284)	1期	6月30日(火)	
	2期	9月30日(水)	
	3期	12月25日(金)	
	4期	令和9年3月1日(月)	
上下水道使用料 (上水道室 ☎54-1118)	隔月末(⊕・⊙)・年末の場合は翌月の開庁日) 西部(小倉・上野田・下野田・北下・南下・陣場)は4・5・7・9・11・1・3月 東部(漆原・大久保)は4・6・8・10・12・2月		
学校給食費 (給食センター ☎54-3225)	毎月末(⊕・⊙)の場合は翌月の開庁日) 12月分は令和9年1月4日(月) ※8月の給食費はありません。		

令和8年度 町税・料金の納期限

令和8年度の町税や料金の納期限日は、左の表の通りです。

役場の税務会計課(審査出納係)窓口や各金融機関で納付できます。また、コンビニエンスストア、PayPay、auPAY、d払いでも納付できます。(下水道受益者負担金、学校給食費を除きます。)

納付には口座振替が便利!

納め忘れがなく便利な口座振替をぜひご利用ください。口座振替の申請は、振替希望金融機関の窓口でできます。

また、インターネットを利用して口座振替の申し込みができるWeb口座振替受付サービスも利用できます。

●口座振替が可能な金融機関

- ・群馬銀行
- ・東和銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・利根郡信用金庫
- ・北群馬信用金庫
- ・しののめ信用金庫
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・中央労働金庫
- ・北群渋川農業協同組合

忘れずに納付してください

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人が、町に納める税金です。

固定資産の所有者に、令和8年度分の納税通知書を4月中旬に発送します。忘れずに納付してください。納税には、スマートフォン決済アプリなども利用できます。詳しくは、納税通知書をご覧ください。

問い合わせ先 税務会計課 税務室 ☎26-2238(直通)



今月の納税

固定資産税 ……………1期

納期限 4月30日(木)

コンビニエンスストア、PayPay、auPAY、
d払いでも納付できます。また、
便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

定例教育委員会の傍聴

- 日時 4月22日(木) 15:30～
- 場所 文化センター2階研修室
- 定員 先着8人

※当日直接会場へお越しください。
なお、日時は変更になる場合があります。
町ホームページをご確認ください。

〈問い合わせ先〉 教育委員会事務局 教育総務室
☎26-2285(直通)

福祉医療費受給資格者の 皆さまへ

令和8年4月から、マイナンバーカードを用いて、PMH対応の医療機関などの窓口で福祉医療費受給資格を確認できるようになります。

今までは、福祉医療費を受給する場合は、医療機関などの窓口で、紙の受給資格者証の提示が必須でした。4月から、マイナンバーカードをお持ちの人は、保険資格の確認と同じように福祉医療費受給資格を確認できるようになります。確認にはマイナンバーカードがマイナ保険証となっていることが必要です。

- ※紙の受給資格者証も従来通り使用できます。
- ※医療機関ごとの対応状況はデジタル庁ホームページをご覧ください。



▲デジタル庁
ホームページ

▶問い合わせ先
住民課 保険室 ☎26-2249(直通)

健康の保持・増進のために

人間ドック受診に補助金

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックです。

※町の健診を受けた場合、人間ドックの補助金を受けることはできません。

▼対象

国民健康保険(国保)加入者

受診日現在被保険者の30歳以上の人で、申請日時点で国保税を滞納していない人

後期高齢者医療保険加入者

受診日現在町に住所がある被保険者で、申請日時点で後期高齢者医療保険料を滞納していない人

▼医療機関

ご自身で選定

▼助成金額

2万円

※健診料が2万円以下の場合
支払った金額まで

▼申請方法

受診後、次のものを保険室に

持参してください。

- 人間ドック健診料の領収書
- 健診結果(一式)
- 通帳など(振込先が分かるものの写し)

▼受診期間

4月1日(木)～令和9年3月31日(木)

▼申請期限

令和9年3月31日(木)

※令和9年3月中に受診する人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果通知表は令和9年4月30日(金)までに追加で持参してください。

※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室
☎26・2249(直通)



お出かけや通院にご利用ください

タクシー運賃を助成

通院や外出でタクシーを利用した際に支払う運賃などの一部を助成します。

▼対象 町に住所を有し、次のいずれかに該当する人

- ① 年齢満70歳以上の人
- ② 年齢満19歳以上で運転免許証を持たない人
- ③ 身体障害者手帳1・2級(じん臓機能障害者通院交通費補助を受けていないこと)、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかの所持者

▼助成内容

1枚500円相当の利用助成券を、年間最大72枚交付します。
※役場受付日に応じて一括して交付します。

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページでダウンロードできます。)
- 手帳(対象③に該当する場合のみ)

※即日交付はできません。時間

に余裕をもって申請してください。

▼申請方法

電子申請または企画室窓口で申請してください。

▼利用方法

タクシーに乗車した際の運賃の支払いに、助成券を利用できます。利用できる枚数は、1人乗車した場合は**4枚まで**、利用券所有者が複数人で乗車した場合は**1人につき2枚まで**です。

▼利用上の注意

- 助成券の利用は、乗車地・目的地の両方またはいずれかが町内である場合に限りです。
- 町と契約を締結したタクシー事業者のみで利用できます。



▲電子申請はこちら

介護・福祉タクシーについて

利用できるタクシー事業者は随時更新となります。町ホームページをご覧ください。企画室までお問い合わせください。



▲町ホームページはこちら

介護・福祉タクシー事業者の人へ

町との契約を希望する場合は、企画室までお問い合わせください。

▼申請・問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎ 26・2241(直通)



水道料金の基本料金を4カ月間減免します

物価高騰の影響を受けているご家庭や事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金を4カ月間減免します。対象となる人は、水道の用途が「一般」の人です。用途の確認は検針のお知らせをご覧ください。

大字が「小倉・上野田・下野田・北下・南下・陣場」の西部地区の人は7・9月請求分から、「漆原・大久保」の東部地区の人は6・8月請求分からそれぞれ4カ月分の水道基本料金を減免し請求させていただきます。



▲町ホームページ

▶問い合わせ先 上下水道課 上水道室 ☎54-1118(直通)